

ニ同意ヲ表シ佛蘭西及西班牙ハ一千七百十三年波蘭ハ一千七百六十四年羅馬法王ハフリードリッヒ大王ノ逝去後漸ク之ヲ承認シタリ

一千七百二年四月二日ウイールヘルム三世逝去シナッソーノ王家斷絶セリ然ルニフリードリッヒ一世ハナッソー、オランダノルーイス、ハインリッヒノ裔ニシテ曾テ一千五百四十四年及一千六百四十四年兩家ノ間ニ結ビタル盟約ノ條款ニ因リモールシ及リンゲンノ兩州及瑞西ニ於ケルノイエンブルヒ公領地ヲ領シ之ヲ普魯士ノ王位ニ屬スルコトトナセリ

[B]フリードリッヒ、ウイールヘルム一世

一千七百十三年ヨリ一千七百四十年ニ至ル

フリードリッヒ、ウイールヘルム一世ハストックホルムノ條約ニ

依リ瑞典國政府ニ二百萬「ターレ」ヲ仕拂ヒ西部ポメラニア特ニステッテン及オーデル河口ヲ得タリ其積九十四平方獨里ナリトス之ニ依テ普魯士國ノ全積今ヤ二千百九十九平方獨里ニ達セリ

フリードリッヒ、ウイールヘルム一世在世中施行シタル主要ナルモノハ内治ニアリ王ハ實ニ普國內部ノ行政ニ最モ力ヲ盡シ「大司選公」ハ大ニ外交ニ注意シ國土ヲ擴張セリ「兵制」ノ基礎ヲ鞏固ニシ又税法ヲ設ケ官有地ノ管理法ヲ改良セリ蓋シ當時國庫ノ歲入ハ主トシテ官有地ノ收入ニアリ而シテ官有地ハ當時未タ國王ノ所屬タルニ依リ一千七百十三年八月十三日一ノ規程ヲ設ケ將來其地ヲ失フコト能ハサルコトトナセリ但既ニフリードリッヒ一世ハ之カ爲メ一ノ私法ヲ設ケ王

室所屬ノ不動産ハ決シテ之ヲ失フコト能ハサルモノトナシタルニ依リフリードリッヒ、ウヰルヘルム亦此法ヲ採用シ且其私有財産ナルト王室世襲財産ナルトヲ問ハス國王ニ屬スル土地ハ悉ク官有ニ歸セシメ公法ヲ以テ之ヲ賣却若クハ典却スルヲ禁シ若シ之ヲ失ハントスル場合ニ於テハ國王及議院ノ同意ヲ得サルヘカラサルコトトナセリ

一千七百三十三年九月一日王ノ遺言書ニ因リ爾來王ノ購得シタル土地及其他ノ財産ハ嗣子ハ素ヨリ末子ニ至ルマテ悉ク之ヲ分配スヘシト雖モ不動産ハ決シテ亡失スルヲ得サルモノトシ又王位ヲ繼承セサル諸子ニハ不動産ノ外猶二十萬「ターレル」ノ金ヲ與ヘ利子ノミ消費スルヲ得ヘシト雖モ其元金ハ之ヲ亡失スル能ハサルモノトナシ而シテ此財産ヲ皇族

ノ世襲私有財産トナシ其子孫ニ讓與スルヲ得ヘシト雖モ其家斷絶スル場合ニ於テハ其近親ノ皇族ニ讓リ各皇族在ラサルトキハ悉ク王家ニ歸スヘキモノトナセリ

[C] フリードリッヒ、デル、グローセ [大王]

一千七百四十年ヨリ一千七百八十六年ニ至ル

フリードリッヒ大王ノ在位中著大ナル實功ヲ顯シタルハ外政ニアリ其即位後暫時ニシテ獨逸皇帝カール第六世崩御シ其皇嗣ナキヲ以テ帝家ハ既ニ斷絶セントス是ニ於テ大王ハシレシアノ北部ニアルゾザーンドルフ、フリーグニツ、ブリーグ及ウオーラウノ諸州ヲ返戻セラレンコトヲ請求セリ蓋シゾザーンドルフハ一千六百二十四年理由ナク押奪セラレ他ノ三公領地ハ一千六百三十七年曾テ之ヲ領有シタル各家ト相互繼承

ノ盟約アリ而シテ各家斷絶シタルヲ以テ之ヲブランデンブルヒ家ニ屬セシメサルヘカラサレハナリ今ヤフリードリッヒ大王ハ頻リニ之ヲ領有セントシ女帝マリア、テレンサニ其旨ヲ奏シ且ヂグエーク、フランシス、オフ、ローレント結婚シ帝位ヲ繼承セラル、ニ於テハ飽マテ帝室ヲ幫助スヘク加フルニ二百萬「ターレル」ヲ納ムヘキヲ以テ彼ノ四州ヲ交付セラレンユトヲ請求シタリト雖モ女帝ハ更ニ之ヲ承認セラレサリシ因テフリードリッヒ大王ハ三度シレジアト戰端ヲ開キ第一ハ一千七百四十年ヨリ一千七百四十一年ニ至リ第二ハ一千七百四十四年ヨリ一千七百四十五年ニ至リ第三ハ一千七百五十六年ヨリ一千七百六十三年ニ亘ル七年間ノ戰爭ニ依リ終ニシレジアヲ領スルニ至レリ此積六百七十二平方獨里人口一百萬

人タリ爾來フリードリッヒ大王ハシレジアノ君主トナリ以テ之ヲ公領地ニ屬シタリ
 一千七百五十二年六月二十四日七月十一日及十四日ノ盟約ニ因リフリードリッヒ大王ハ將來嫡長相續ノ主義ニ依リフランコニアノ公領地ヲ聯合センユトヲ謀レリ時ニ波蘭ニ於テ騷亂起リ終ニコロニアン王國ヲ滅亡スルニ至リ一千七百七十二年之ヲ普魯士及露國間ニ分割スルユトトナリ普魯士ハ其西部ナル大波蘭ヲ領シ〔此積凡六百平方獨里ナリ〕普魯士ノ東西兩部ヲ合併セリ
 フリードリッヒ大王ノ在世中國土ヲ擴張シタル實ニ一千三百八十平方獨里人口三百二十萬人タリ因テ王ノ崩御ノ後ハ普魯士國ノ全積三千五百四十平方獨里人口五百四十萬人ニ達

セリ

〔D〕フリードリヒ、ウイルヘルム二世

一千七百八十六年ヨリ一千七百九十七年ニ至ル

フリードリヒ、ウイルヘルム二世ハフリードリヒ大王ノ甥ナリ然レドモ大王遺子ナキヲ以テ嫡長相續ノ主義ニ基キ王位ヲ繼承スルニ至レリ蓋シフリードリヒ大王ニ二弟アリ一ナオーグスト、ウイルヘルムト云ヒ他ヲハインリッヒト稱セリ
オーグスト、ウイルヘルムハ其子フリードリヒ、ウイルヘルムヲ遺シ一千七百五十八年一月十二日薨去シハインリッヒハ尙ホ生存シタリト雖モ嫡長相續ノ主義ニ因リ王位ヲ繼承スル能ハサリシ
フリードリヒ、ウイルヘルム二世ハ在位中多ク邦土ヲ得タ

リト雖モ暫時ニシテ再ヒ之ヲ失スルニ至レリ夫レフランコニアノ南北兩部即チバイロイト及アンズバッハノ君領ハ〔當時世人此兩部ヲ公領地ト稱セリ之レブランデンブルヒ家ヨリ其領主ヲ爰ニ配置シタレハナリ〕舊例ニ因リ飽マテ其兩地ニ分割シ且「アキリア」及「ゲラ」ノ法ニ隨ヒ決シテ二人以上ノ領主ヲ爰ニ置クコト能ハス又其孰レカ斷絶スル場合ニ於テハ所有財産ハ悉ク之ヲ一家ニ合併シ兩家俱ニ斷絶スルニ於テハ國主家ニ歸スルコトナリシ蓋シ往年フランコニアヲ南北兩部ニ別テ國主ノ長子ジエームス、フリードリヒハ公領地及ヒ國主ノ職ヲ繼キ次子クリスチアンハフランコニアノバイロイトヲ領シ三子ジエームス、アーチストハアンスバッハヲ得タリ然ルニ一千七百六十九年一月二十日フリードリヒ、クリスチアン

ナ以テバイロイト家斷絶シタルニ依リ其所有財産ハ悉ク既
 約ニ因リアンスバツハノ一家ニ合併セリ然レトモアンスバツハ
 家亦一千八百六年一月五日アレキサダーナ以テ其家斷絶
 シ既ニ其當主逝去スル前即チ一千七百九十一年十二月二十
 二日到底嗣子ナキヲ悟ルヤ其領地ヲ普魯士王家ニ讓レリ之
 ニ因テ今ヤフランコニアノ地ハ悉ク王家ニ歸シタリ之レ偏
 ニ先王フリードリッヒ、ウイルヘルム第一世一千七百三年十一
 月二十三日及一千七百四年九月三日「フランコニア」ノ兩家ト
 一ノ盟約ヲ結ヒ將來其領地ヲ悉ク合一センコトヲ謀リタル
 結果ナリトス蓋シ此盟約ニ因リバイロイトノ領主クリスチ
 アン、ハイニンリッヒハ其二子ノ同意ヲ得テ領地ヲ國王フリード
 リッヒ第一世及其子孫ニ讓與シ之ヲ自家ノ子孫ニ傳フルノ權

ナ拋棄シクリスチアン、ハイニンリッヒハ自ラ僅少ノ領地ト年金
 ノミヲ領シタリ然ルニ其一千七百八年逝去スルヤ其子既定
 ノ約ヲ破ラント欲シ一千七百十六年相續權ノ回復ヲ獨逸皇
 帝ニ請願シ一千七百十七年五月十三日權利回復ノ命ヲ得爰
 ニ盟約會議ヲ開キ一千七百二十二年十二月二十二日其議漸
 ク調ヒフリードリッヒ、ウイルヘルム第一世ハ巨額ノ償金ヲ與
 ヘテ既約ヲ踐行スルコトトナレリ然レトモ獨逸皇帝ハクリ
 スチアン、ハイニンリッヒ及其子孫ノ如斯其相續權ヲ王家ニ讓與
 シタルヲ憤リ該盟約ノ破棄ヲ試ミタリ之レ蓋シ皇帝ニハ深
 意ノ存スルアリ當時普魯士國王ノ威力益々旺盛ナルヲ恐レ
 タルニ外ナラス其詔ニ曰ク曾テホーヘンツォルレン家ニ於
 テ制定シタル家法ニ依レハ子弟アル以上ハ飽マテ三家ヲ相

續セシメサルヘカラス故ニ今バイロイトヲ王家ノ所領ニ歸スルハ既定ノ約ニ違フモト謂フヘシ云々ト寔ニ理アリ因テ再ヒ前約ヲ棄テフリードリッヒ大王ハ其弟フリードリッヒ、ウイルヘルムヲバイロイトニ遣シ一千七百五十二年六月二十四日及七月十四日私ニ一ノ盟約ヲ結ビタリ此約タル「アキリア」及「ゲラ」ノ兩法及曾テ既往ニ設タル盟約ヲ折衷シタルモノニシテ公領地及フランコニアニ於テ三家ヲ設ケ「フランコニア」ノ兩家中孰レカ斷絶スルニ於テハ他ノ一家ニ合併シ爾來再ヒ之ヲ分割セサルコトトナシ其一家亦斷絶スレハ悉ク之ヲ王家ニ讓リ飽マテ王位ノ所屬トナスコト、ナセリ以上ノ如ク更ニ一ノ盟約ヲ結ビフリードリッヒ大王ハ終ニフランコニアノ領地ヲ王領タラシメントシ更ニ一點ノ疑義ナ

カラシメタリ之ニ因テ今ヤ皇帝モ之ヲ拒ムコト能ハスツラ
ンコニア家モ亦異議ヲ容ル、モノナク終ニフランコニア家
最終ノ當主ハ每歲三十萬「グルデン」ノ年金ヲ領シテ悉ク其ノ
領地ヲ王家ニ讓リタリ爾來フランコニアハ王領即チ普魯士
國ト合併シ以テ獨逸國ノ中央ニ百五十九平方獨里ト五十萬
ノ人口アルノ地ヲ得タリ
一千七百九十三年及一千七百九十五年ノ二回ニ於テ普魯士
國ハ「ダンツィヒ、トルン」及南部普魯士ヲ領シ東部普魯士ハ一千
十五平方獨里及百五十萬ノ人口アルニ至リ之ニシレシアヲ
合スレハ今ハ普魯士所領ノ土地ノ全積五千五百五十二平方
獨里ニ達シタリ
一千七百九十四年七月一日曾テフリードリッヒ大王ノ制定シ

タル民法ヲ施行セリ此法律ハ更ニ王家ノ組織ヲ變スルコト
 ナシ現ニ民法第二編第十三卷ノ第十七條及十八條ニ國王及
 皇族ニ關スル公義ハ憲法及家法ニ依リ別ニ規定ヲ設ケ私事
 ニ關スル件ハ王國ノ公法ニ依ルモノトス又其序文第八十條
 ニ人民ヨリ國王ニ對スル訴訟ハ普通ノ法庭ニ於テ判決スル
 モノトス民法第二編第十四卷ニ王領地ハ全ク官有タルヲ記
 シ且國王ハ不動産及動産ヲ私有スルヲ得ヘシトノ條款アリ
 國王自ラ購得シタル不動産ハフリードリッヒ、ウイルヘルム第
 一世ノ制定シタル法規ニ依リ之ヲ世襲財産トナシ又其後王
 室世襲財産ニ關スル規則ヲ定メ現時ニ至ルマテ尙ホ實施ス
 ル所アリ蓋シ國王自ラ購得シタル不動産ハ其在世中他ニ契
 約ナク又遺言書等ナキニ於テハ悉ク之ヲ官有ニ歸セシムル

モノトナセリ之レ往時佛國王家ノ法規ニ模シタルフリード
 リッヒ大王在世最後ノ遺法ニシテ未タ全ク其稿ヲ脱セサリシ
 ト雖モ王ノ遺財ハ之レニ依リテ悉ク處分シタリ

〔E〕フリードリッヒ、ウイルヘルム三世

一千七百九十七年ヨリ一千八百四十年ニ至ル

當時世界ニ其威名ヲ轟シタル佛帝ナポレオンハ普魯士國王
 フリードリッヒ、ウイルヘルム三世ノ威力微弱ナルヲ知ルヤ
 此ノ機ニ乘シテ戰端ヲ開ラキ普魯士全土ヲ併呑セント欲シ
 無法ニモ國王ノ郷里フランクニアヲ巴威耳ニ讓與センコト
 ナ王ニ要求シタリ然ルニ王ハナポレオンノ猛威ニ恐レ若シ
 之ヲ拒絶センカ忽チ一戰ノ下ニ普魯士全土ヲ掠奪セラレン
 コトヲ慮リ直ニ其要求ニ應シタリ然レトモナポレオンハ素

ヨリ之ヲ以テ甘ンスルモノニアラス終ニウエゼルヲ襲撃シ漸ク進ンテ獨逸聯邦ノ北部ヲ攻撃セントセリ是ニ於テ王ハ一千八百六年十月八日斷然佛國ト開戦シタルモ忽チ佛帝ナポレオンノ爲メニ普魯士全土ヲ掠奪セラル、ニ至リ一千八百七年七月九日ナルシツトニ於テ和議ヲ結ヒ普魯士ハライン及エルベ兩河ノ間ニ横ハル邦土及波蘭ヨリ得タルノ地ヲ失ヘリ其ノ積實ニ二千八百五十五平方獨里ニシテ今ハ普魯士國ノ全積僅ニ二千八百七十平方獨里トナルニ至レリ故ニ曾テフリードリッヒ大王ノ在世中得タル邦土ハ殆ント悉ク佛國ノ手ニ歸シ實ニ微々タル一小國トナレリ形勢已ニ斯ノ如シ依テ國王フリードリッヒ、ウイルヘルム三世ハ大ニ國家ノ開進ニ力ヲ盡シ一千八百八年十二月十七日既定ノ法ヲ改メ官

有地ヲ賣却スルコトナセリ蓋シナポレオンヨリ巨額ノ償金ヲ要求セラレタルモ戰敗ノ餘邦土殆ント荒蕪ニ歸シ人民疲弊ノ極ニ達シタルハ到底之ヲ人民ヨリ徵集スル能ハス今ヤ官有地ヲ賣却スルノ外他ニ良策アラサレハナリ然ルニフリードリッヒ第一世及フリードリッヒ、ウイルヘルム第一世ハ曾テ一千七百十年及一千七百十三年一ノ法規ヲ設ケ王領地ハ決シテ賣却若クハ典却スルコト能ハサルモノトナシタル以來民法ニ依リ悉ク之ヲ官有トナシタルヲ以テ尙ホ依然トシテ之ヲ亡失スル能ハサルニ拘ハラヌ國王擅ニ此令ヲ下シタルハ少シク違フ所アルモノノ如シ後世ニ至リ或ル法律家ノ説ニ假令之ヲ法律ニ依リ官有ニ歸セシメタリト雖モ素ヨリ王家世襲財産ノ性質ヲ具ヘ王位ニ屬スルモノナレハ君主ハ之

ヲ變更スルモ妨ケナガルヘシ又王室盟約書ノ第一條ニ總テ王家ニ屬スル財産ハ決シテ分割スヘカラス必ス之ヲ嫡長相續ノ主義ニ基キ讓與スヘキモノトス世襲財産モ亦分割又ハ賣却若クハ典却スルコト能ハサルモノトス其第二條ニ王領地ハ國家ノ爲メニ必要アルカ若クハ他ニ止ムヲ得サルノ事情アルニ於テハ之ヲ賣却若クハ典却スルモ妨ケナシ尤モ一千八百八年官有ニ歸セシメタル領地ニ限ルモノトス云々トアリ一千八百九年四月十二日豫算シタル所ニ依レハ國債ハ四千五百萬「ターレル」ノ巨額ニ達セリ之ヲ各州ニ分割負擔セシメ其ノ足ラサルハ官有地ヲ賣却若クハ典却スルコトトナセリ〔尙ホ現時ニ於ケルモ某州ニ於テハ未タ其負擔シタル分ヲ每歲政府ニ償還スルモノアリ〕然レトモ一千八百十九年三

月九日再ヒ官有地ハ以前ノ如ク亡失スルコト能ハサルモノトナシタリ

一千八百十三年曾テ佛國ニ掠奪セラレタル邦土ヲ回復シ加之巨額ノ償金ヲ得且三百二十七平方獨里及八十五萬ノ人口アル撒遜ヲ領スルニ至レリ

因ニ曰ク普魯士國ハ往年佛國ト戰端ヲ開キ忽チ一敗ノ下ニ殆ント邦土ノ過半ヲ掠奪セラレ且佛兵ノ爲メニ損害ヲ蒙リタル實ニ僅少ニアラス故ニ國民ハ三尺ノ童子ニ至ルマテ曾テ佛國ノ爲メニ蒙リタル慘害ヲ寢食ノ間モ忘却スル能ハス好機ニ乘シ之ヲ擊破シ多年ノ鬱忿ヲ散セントシタルモ如何セン邦土ハ疲弊ノ極ニ達シ巨額ノ償金ヲ要求セラレタルノミナラス嚮ニナルシットニ於テ佛帝ヲボレオ

ント和議ヲ結フヤ其條約ニ於テ普魯士國ハ爾來決シテ二
 萬人以上ノ兵ヲ備フル能ハスト制限セラレタリ嗚呼兵ナ
 ク又金ナシ到底今日ノ現況ヨリスレハ幾年ヲ期シテカ佛
 國ニ敵スルヲ得ン然ラハ富ハ之レ強兵ノ基ナリト云ヘル
 俚諺ニ依リ國民舉テ蓄財ヲ事トスルノ外他ニ良策ナカル
 ヘシ是ニ於テ人民ハ勿論國王ニ至ルマテ專ラ其主義ヲ採
 リ各々時機ノ來ルヲ待ナタリ且彼ノ條約ヲ以テ普魯士國
 ニ於テハ二萬人以上ノ兵ヲ備フル能ハサレハ假令國富ム
 ト雖モ其志望ヲ達スル能ハサルヤ明ナリ是ニ於テ千思萬
 考終ニ彼ノ徵兵令ヲ制定シ常備兵ハ二萬人ナルモ豫備後
 備等ヲ合スレハ數十萬ノ兵アルニ至レリ夫レ舉國一致熱
 心ノ結果恐ルヘシ未タ十年ヲ出スシテ佛國ヲ一戰ノ下ニ

敗リ爰ニ多年ノ鬱忿ヲ散シタルハ實ニ一朝一夕ノ苦辛ニ
 アラサリシナリ聞ク普國ノ佛國ト開戦セントスルヤ人民
 舉テ其資財ヲ軍費ニ投シ婦女子ニ至ルマテ或ハ衣服ヲ典
 シ或ハ指環ヲ賣リ以テ軍費ノ補助ヲナセリト云フ實ニ普
 魯士ノ大勝ヲ得タルハ全ク人民ノ一致熱心ノ然ラシメタ
 ルモノト謂フヘシ

此機ニ乘シ曾テ波蘭ヨリ得タルノ地悉ク回復シタルニアラ
 ス其内一小部ニシテ漸ク五百三十六平方獨里及八十二萬ノ
 人口タリ「エルベ河」ノ左側素ト公領地タル「マクデブルヒウエ
 スト「フアリア」及「ライン」等ヲ回復スルニ至レリ一千八百二十
 年ニ於テハ普魯士國ノ全積五千五百八十六平方獨里アリ然
 レトモ一千八百四年ノ頃ニ比スレハ尙ホ五百六十一平方獨

里ヲ減セリ

一千八百十五年六月十日普魯士國ハ澳國維也納府ニ於テ開設シタル聯邦會議ニ因リ爾來獨逸聯邦ニ加ハリ益々其威名ヲ博シ百事日進ノ盛況ヲ呈セリ

一千八百二十年一月十七日國債償還ノ一法ヲ布キ王室財産ト官有財産ノ區別ヲ判然タラシメ又曾テ王領地ヲ官有ニ歸セシメタル報酬トシテ政府ハ毎歲二百五十萬「ターレル」ノ金額ヲ王室費トシ支出スルコトトナセリ故ニ普魯士國ハ既ニ立憲政體ニ近キ國債ヲ償還スルモ多クハ官有タル不動産ヲ以テ之ニ充テ其内幾分ヲ各州ニ分擔セシメタリ又一千八百二十六年六月十七日勅令ヲ下シ國債償還ヲ補ハン爲メニ王領タル寺領地及他ノ不動産ヲ典却スルコトトナセリ

〔F〕フリードリッヒ、ウイールヘルム 第四世

一千八百四十年ヨリ一千八百六十一年ニ至ル

一千八百四十年六月七日フリードリッヒ、ウイールヘルム 第四世位ニ即ク王ノ在位中專制政體ヲ變シテ立憲政體トナセリ然ラハ王室ノコトタル往時ハ盟約家法ヲ以テ足りシト雖モ今ヤ公然法律ヲ以テ之ヲ定メサルヘカラス殊ニ王位繼承及ヒ攝政等ハ最モ其重要ナルモノナリトス蓋シ王家ノ家法ハ盟約ニアラス公然タル皇室家憲トナシ爾來之ヲ變更スルコトアレハ議院ノ議ヲ經サルヘカラス國王單ニ皇族ノ同意ヲ以テ擅ニ之ヲ變更スルコト能ハス

一千八百四十九年十二月七日ホーヘンツォルレルン、ヘッヒンゲン及ホーヘンツォルレルン、シグマリンゲン兩家ト俱ニ一ノ盟

約ヲ結ヒ將來其領地ハ悉ク普魯士國ニ合併スルコトトナセ
 リ
 一千八百五十七年五月二十六日フリードリッヒ、ウイールヘルム
 第四世ハノイエンブルヒノ公領地ヲ拋棄シタリ之レ蓋シ瑞
 西國ニアリテ其土地甚シク遠隔スルノミナラス當時國王病
 體ニシテ能ク之レヲ治ムルコト能ハサルハナリ而シテ國王
 ハ終ニ病體ノ爲メ政ヲ親ラスルコト能ハサルニ至リシカハ
 一千八百五十七年十月二十三日皇子ウイールヘルムヲ舉ケ三
 ケ月ヲ期シテ攝政トナシ後一千八百五十八年一月六日四月
 九日及六月二十五日既定ノ如ク毎三ヶ月ニ之ヲ更新セリ蓋
 シ王ノ病症未タ全快セラル、ノ望ミアリタレハナリ然レト
 モ終ニ其望ヲ失スルニ至リ皇子ウイールヘルムハ先王ニ最モ

近親ナレハ家憲ニ基キ且議院ノ決議ニ依リ一千八百五十八
 年十月九日皇子ウイールヘルムヲ公然攝政ト定メタリ

[G] ウイールヘルム第一世

一千八百六十一年一月二日フリードリッヒ、ウイールヘルム第四
 世崩シ一千八百六十一年十月十八日キヨニグスベルヒニ於テ
 ウイールヘルム第一世王位ニ即ク蓋シフリードリッヒ第一世以
 來必スキヨニグスベルヒニ於テ即位式ヲ行フノ慣例ナリ
 一千八百六十六年ハノーバー[六百八十九平方獨里]ヘツス[百
 七十四平方獨里]ナッソー[八十五平方獨里]フランクフルト、メイ
 ンツ[百八十三平方獨里]及シユレスウイッヒ、ホルスタイン[三百十
 七平方獨里]ヲ領スルニ至リ悉ク之ヲ普魯士國ニ合併セシテ
 以テ今ハ其全面積六千三百九十三、七一平方獨里ニ達セリ

一千八百六十七年四月六日普魯士ノ國王ハ北獨逸聯邦ノ攝政ニ選舉セラレ陸海軍ノ大將トナレリ
 一千八百七十一年一月一日巴威耳バルデンブルヒ及巴丁ノ三邦北獨逸聯邦ニ加ハリ終ニ帝國トナルニ至レリ

皇室現時ノ組織

[A]皇室家憲ノ要領

一、皇族

皇族ニ屬スルモノハ國王ノ外第一皇后第二皇太后第三皇子皇女〔國王ノ子孫若クハ共同祖先ヨリ出テ同等婚姻ヲ爲シタル男系ノ子孫〕第四皇子ノ妃及寡妃
 皇女ニシテ皇族ニアラサル者ト結婚スルニ於テハ其藉ヲ脱スルモノトス

皇族ノ主長ハ獨逸國法及ヒホーヘンツァルレン家ノ家憲ニ依リ國王ナリトス故ニ假令國王ノ子孫ニアラサル皇族ト雖モ國王ヲ呼フニ父君ノ稱ヲ以テスルコトアリ而シテ各皇族ハ國王ノ監督ノ下ニアル勿論ナリトス今皇室家憲ニ於テハ國王ノ監督權ニ關スル明條ナシト雖モ國王ハ各皇族ノ後見人ヲ命シ婚姻ヲ許否シ皇族男女ノ教育ヲ監督シ皇族職員ヲ統轄シ其榮譽安寧ヲ維持スルノ責任アルヤ疑フヘカラサルノ事實ナリトス
 國王若シ事故アリテ政ヲ執ルコト能ハサルノ場合ニ臨ミ攝政ヲ置クニ於テハ以上ノ責任ハ又悉ク攝政ニ歸スルモノトス
 各皇族ノ家務ヲ掌ル職員ハ式部長及宮内大臣之ヲ統轄スル

二、婚姻

皇室家憲中ニハ婚姻ノ規定ヲ明記セス故ニ之ニ關シテハ慣例及民法ニ掲ケタル皇族ノ規定トニ依ラサルヘカラス夫レホーヘンツォルレルン家ニ於テハ國王タリシ時以來今日ニ至ルマテ同等婚姻ノ主義ヲ確守シ不同等婚姻ノ子孫ハ繼承ノ權ヲ有セサルモノトス蓋シ左ニ掲クルモノハ悉ク同等ト認定スルモノナリ

第一、獨逸國

[A]一國ノ君主ノ家族ハ其家格ノ如何ヲ問ハス總テ同等トス

[B]獨逸國ニ於テ曾テ一國ノ君主タリシモ一千八百十五年

六月十日澳國維也納府ニ於テ開設シタル聯邦會議ニ因リ君位ヲ失シタル者ノ家族ハ悉ク同等トス但カウント、オフ、シヨエンベルヒ及カウント、オフ、ストルベルヒノ兩家ハ全ク君主タリシニアラスト雖モ猶同等ノ家族ト認定ス

第二、外國

基督教國ノ君主ニシテ其王家及邦土萬國公法ニ依リテ獨逸國ト關係ヲ有スルモノハ悉ク同等トス但王家ノ新舊邦土ノ大小ハ更ニ問ハサルモノトス〔假令ハナボレオ〕第一世ハ身自ラ帝位ニ即キタル人ニシテ君家トナリタル年所淺シト雖モ猶他邦ノ王家ト同等ノ地位ニアリ又最モ狹少ナル領國ヲ有スル君主モ亦大國ノ王族ト婚

姻スルヲ得ルモノナリ蓋シ其最モ主トスルハ一國ノ君主若クハ曾テ君主タリシ家族タルニアリ故ニ假令尊號名望ヲ有スト雖モ君主ノ地位ニアラサル外國ノ貴族ハ決シテ同等ニアラス曾テアンズバツハ及バイロイトノ領主シヨルジ、フリードリッヒハカウント、オブ、ベルケレーノ女クラフエント結婚シタルヤ女ハ舊家タルハイルスノ胤裔ナリシト雖モ之ヲ同等婚姻ト認定セザリシ

外國ノ王家ニアラサル家族ト婚姻スル場合ニ於テハ其位地各貴族ノ上位ニアルヤ將タ血統若クハ威權殆ント君主ト同位ニアルヤ否ヲ探究スルヲ緊要ナリトス彼ノ普國ノプリンス、ラドナヴィルハリスニアナル一大領地ヲ所有シ其威權殆ント君主ニ均シキ貴族ナルヲ以テ其

位地王家ト同等ニアリ

同等ノ原則ハ各王家ノ定ムル所ニシテ素ヨリ一様ナラス假令ハオルデンブルヒ家ハ下位ノ貴族ト婚姻スルモ同等ト認定シ而シテ又其子孫ハ他ノ嚴格ナル王家ニ於テモ勿論之ヲ同等トスルナリ

皇族ニシテ國王ノ裁可ヲ經テ婚姻シタル者ハ勿論假令不同等ノ婚姻ト雖モ其夫ノ死後妃及子女ハ家憲ノ規定ニヨリ遺産ヲ分配セントスル場合ニ於テハ必ス國王ノ裁可ヲ得ルヲ要ス蓋シ其財産等ヲ登録スルノ要アレハナリ〔因ニ日ク同等婚姻ニ於テ新婦新夫ノ左腕ニ依ルト雖モ不同等婚姻ニ於テハ右腕ニ依ルヲ例トス〕

一千八百七十五年二月六日皇族結婚式ノ勅令アリ以テ全ク

人民一般ノ式ト之ヲ均クシタリ蓋シ人民ノ結婚式ハ寺院ニ於テ行フコトナク必ス戸籍役場ニ於テ執行スルモノトス但其式タル戸籍更新夫新婦ノ前ニ進ミ先ツ新夫ニ彼女ヲ終身ノ妻トスルヤ否ヲ問ヒ又新婦ニ其間ヲ下シ兩人ノ回答ヲ得然ラハ兩人ノ望ム所ニ隨ヒ法律ニ依リ爾來夫婦ト認定ス云々ト宣告スルナリ然レトモ皇族ノ婚姻ハ人民ノ如ク戸籍吏ヲ以テ其式ヲ行フニアラス宮内大臣ヲシテ之ニ任セシムルモノトス

三、丁年及後見

「ゴールデン、ブル」及憲法第五十四條ニ據リ國王滿十八歳ニ達スルトキハ私事公事自ラ任スルヲ得ルモノトス皇族ニ在リテハ更ニ明條ナキニ依リ稍々疑義アリト雖モ一千八百六年

十二月四日ノ布告ニ依レハ二十四歳ヲ以テ丁年トナセリ然レトモ其齡タル全ク實際ニ適セサレハ當時ノ宮内大臣ハ之ヲ採用セサリシ
一千四百三十七年フリードリッヒ第一世ノ制定シタル所ニ依レハ國主ノ子女ハ滿十八歳ヲ以テ丁年トスルトアリフランコニア家ニ於テモ亦之レニ依レリ又一千六百三年「ゲラ」ノ盟約ニ依レハ國主ノ子弟ハ滿十八歳ノ後年金ヲ給ストアリ以上ノ舊例ニ因リ宮内大臣ハ皇子皇女ノ丁年ヲ滿十八歳トナシタリ
國王ハ丁年ニ達セサル皇子皇女ノ後見及監督ヲ要スル場合ニ於テハ之カ後見人ヲ任命シ更ニ其後見ヲ監督セラル、モノトス

四、國王及ヒ皇族ノ財産

一千八百二十年一月十七日制定シタル法律ニ依リ皇室費ヲ二百五十萬「ターレル」トナセリ之レ獨逸憲法第五十五條ニ明記スル所ニシテ官有農場及山林等ノ收入ヲ以テ其費ニ充ツ然ルニ一千八百五十九年四月三十日皇室費ニ五十萬「ターレル」ヲ増額シ一千八百六十八年一月二十七日尙ホ之ニ一百万「ターレル」ヲ増額セリ蓋シ此皇室費ハ憲法ニ規定スル所ナレハ今ハ議院ニ於テ擅ニ之ヲ議スルコト能ハサルモノトス之レ大ニ他國特ニ英國ノ皇室費ト異ナル所ナリトス皇室費ノ費途ハ國王及皇室諸費ニ供シ宮城庭園王厩ノ諸費ニ至ル迄悉ク該費ヲ以テ支辨スヘキモノトス但皇室費ハ國庫ヨリ支出スルモノナレハ勿論王位ニ屬スル公有財産ナリ

ト雖モ爰ニ全ク私有財産ノ性質ヲ有スル歳入アリ

〔イ〕 皇室世襲財産

一千七百三十三年フリードリッヒ、ウイールヘルム第一世ノ遺言書ニ因リ王自ラ購得シタル財産ヲ其數子ニ分配シ之ヲ其子孫ニ讓與スルヲ得ヘシト雖モ其家斷絶スルニ於テハ悉ク王家ニ歸スヘキモノトナセリ然ルニ一千八百四十三年其末子プリンス、オーグストノ一家斷絶シタルヲ以テ其財産ハ悉ク王家ニ歸シ今尙ホ王家ノ私有財産トナリ宮内省ニ於テ之ヲ管理ス

〔ロ〕 皇族世襲財産

フリードリッヒ、ウイールヘルム第三世ノ遺言書ニ因リ定ムル所ノ財産ニシテ皇族ノ世襲ニ屬シ宮内大臣及司法大臣之ヲ管

理ス此財産ハ主トシテ現金ナリト雖モ亦公領地ニ一ヶ所西
部普魯士ニ二ヶ所ノ土地アリ今之ヲ領スル皇族ニ家アリ一
ハプリンス、アルブレヒトニシテ他ハプリンス、フリードリッヒ
レオポルド之ナリ

〔ハ〕 皇室ノ貯金

皇室ノ貯金ハ主トシテフリードリッヒ、ウイヘルム三世ノ
貯蓄シタルモノニシテ爾來之ヲ銀行ニ預ケ一千八百四十年
ニ於テハ其額五百萬「ターレル」ニ達セリ然ルニ往年佛帝ナポ
レオント戰ヒ一敗地ニ塗リ國土疲弊ノ極ニ達シタル時ニ臨
ミ國王ハ其貯金ヲ抛テ國費ニ供セリ故ニ後年佛國ヲ敗リ償
金ヲ得タルノ時二百五十萬「ターレル」ヲ國王ニ呈シタリ其他
國王ハ踐祚前既ニ貯蓄シタル私有財産ヲ有ス

今爰ニ國王ノ所有ニ屬スルモノ三アリ第一國王ハ各官有財
産ノ所有主ナリトス〔更ニ私有權ナシ〕第二國王ハ皇族ノ主長
タルヲ以テ皇室全財産ノ所有主ナリ第三國王ハ其一身ニ屬
スル私有財産ヲ有ス
獨逸聯邦中他ノ立憲國ニ於テハ王家ニ屬スル者ハ更ニ國家
ニ盡スノ義務ナク毎年政府ヨリ一定ノ年金ヲ得ルト雖モ普
魯士ニ於テハ之ニ反シ皇族ハ國王ヨリ其年金ヲ受ケ決シテ
政府ヨリ特ニ之ヲ受領スルコトアラス又他邦ニ於テハ結婚
シタル皇子ハ未婚ノ皇子ヨリモ多額ノ年金ヲ受ケ皇子ハ曾
テ其皇妃ト財産ヲ區別シ皇子薨去スルニ於テハ皇妃ハ國王
ヨリ既定ノ財産ヲ得ルノ外若干ノ年金及其居城ヲ受領シ其

他ノ財産ハ悉ク其嗣子ニ譲リ而シテ之ヲ相續スルモノナキニ於テハ王家ニ歸スヘキモノトス

五、私有財産相續

國王ハ遺言書ニ因リ私有財産ヲ自由ニ處分スルコトヲ得皇
后ト雖モ決シテ之レニ容喙スルコト能ハサルモノトス王若
シ遺言書ナクシテ崩御セララル、ニ於テハ其遺産ハ悉ク皇太
子ニ歸ス之レ蓋シ皇室家憲ニ明條ナシト雖モ慣例及ヒ嫡長
相續ノ主義ニ依リ明カナリ尤モ如斯場合ニ於テハ能ク其遺
産ノ性質ヲ判明ニセサルヘカラス但私有財産ハ皇太子ニ歸
スヘキ勿論ナリト雖モ王位ニ屬スルモノハ政府ニ歸スヘキ
モノアリ

皇族若シ遺言書ナクシテ薨去スルニ於テハ普通人民ト同ク

民法ノ定ムル所ニ依リ其財産ヲ分配スルモノトス蓋シ動産
ト不動産トヲ問ハス又男子ト女子トヲ論セス悉ク平等ニ分
配ス但既ニ出嫁シタル女子ハ其分配ヲ受クルノ權ナキモノ
トス

遺言書ハ最後ノ意思ヲ記述スルモノニシテ之ニ依リテ死後
ノ所置ヲナスハ最モ緊要ノ事ニ屬ス故ニ皇族ハ豫メ其意思
ヲ記シテ之ヲ國王ニ呈出シ國王ハ宮内ノ記録局ニ之ヲ保管
セシムルモノトス而シテ皇族ノ遺言書ハ薨去後之ヲ開緘シ
國王ノ認可ヲ受クルヲ要ス(因ニ曰ク人民ノ遺言書ハ其意ヲ
一紙ニ認メ封筒ニ納メ能ク封緘シ官廳ニ預クルモノトス其
訂正ヲ要スルコトアレハ幾回下戻ヲ乞フモ自由ナリ佛國ニ
於ケルカ如ク決シテ自家ニ之ヲ保管スルコト能ハサルノ制

ナリトス

[B] 皇族ノ公法

一、王位繼承

憲法第五十三條ニ曰ク皇室家憲ニ因リ王位ハ嫡長ノ順序ニ依リ男系ノ男子之ヲ繼承スルモノトス故ニ其繼承者ハ皇室家憲ニ定ムル所ノ同等婚姻ニ依リ生レタル男子ニ限り男子ノ系斷絶スル場合ニ於テハ女子ノ系ヲ以テ王位ヲ繼承スルヲ得ルヤノ點ニ至リテハ未タ明示スル所ナシ蓋シ獨逸帝國ノ往時ヲ顧ミルニブランデンブルヒ家ハ全ク男子ヲ以テ連綿繼承シ未タ曾テ女系ニ因テ繼承シタル例ナシトス然ルニ他ノ小國ニ於テハ女系ヲ以テ王位ヲ繼承スルヲ得ルモノアリ假令ハグルリッヒクレベス及ブルヒニ於ケルカ如シ

往時若シブランデンブルヒ家ノ男系斷絶シタランニハ決シテ女系ヲ以テ繼承スル能ハサリシヤ明カナリ果シテ繼承シタルモノトセンカ領地合併ノ企モ決シテ好結果ヲ呈セサリシヤ必セリ現時ニ於テモ女系ヲ以テ王位ヲ繼承スルハ公認セサル所ナリト雖モ到底之ヲ要スル場合ニ至テハ或ハ特ニ法規ヲ設ケサルベカラザルヘシ

二、攝政

普魯士國ノ憲法ニ據レハ攝政ハ全ク一ノ官位ニシテ傳即チ未丁年ナル國王ノ私事ヲ掌ルモノト全ク之ヲ異ニセリ然レトモ一人ニテ攝政及傳ノ兩職ヲ兼ヌルモ素ヨリ妨ケナシト雖モ攝政ハ必ス議院ノ議ヲ經サルヘカラス但攝政ヲ要スル場合ニアリ一ハ國王未タ丁年ニ達セサルトキニシテ他ハ普

魯士憲法第五十六條ニ明記スルカ如ク國王經常故障アリテ親ラ政ヲ執ルコト能ハサル場合之レナリ蓋シ獨逸國ニ於テハ假令既ニ瘋癲等ノ疾病ニ罹ルモ王位ヲ繼承スルノ例ナリトス如斯場合ニ於テハ議院ノ議ヲ經其儲嗣若クハ亞テ王位ヲ繼承スヘキ順位ニアル者ヲ以テ攝政トス若シ王位繼承順序ニ依リ攝政タルヘキ者皆未タ丁年ニ達セサルトキハ議院ノ議ニ附シ貴族若クハ高位ノ官吏ヲ之ニ選任スルモノトス攝政ハ素ヨリ國王ノ全權ヲ掌握スルモノニシテ憲法及ヒ法律ニ依リ國政ヲ行フコトヲ得ヘシト雖モ未タ議院ニ於テ其權ヲ認メサルニ於テハ特ニ定ムル所ノ法律ニ依リ政務ヲ掌ルヘキモノトス然レトモ攝政ハ素ヨリ國王ノ代理者ナレハ自己ノ名ヲ以テ法令ヲ公布スル能ハス往年プリンズ、ウイル

ヘルム〔今帝〕攝政タルノ時ニ於テモ常ニ國王ノ名ヲ以テシ加フルニ攝政ウイルヘルム云々ト記名セリ
國王未タ丁年ニ達セザルカ爲メ置カレタル攝政ハ素ヨリ其丁年ニ達スルヲ期トシ之ヲ廢罷スルモノアリト雖モ經常ノ故障ニ依リ置カレタルモノハ國王崩御セラレ、カ若クハ王位ヲ退カルルヲ以テ廢止ノ期トス

三、皇族ノ裁判

訴訟ノ種別三アリ各之ヲ訴ヘ之ヲ判決スルノ廳ヲ異ニス即チ第一審及第二審ノ訴訟ハ伯林普通裁判所ニ於テ判決シ終審ハ上等裁判所ニ於テ判決スルモノトス
皇族相互ノ訴訟ハ國王ノ指定スル仲裁人ヲシテ之ヲ判定セシムルモノトス

ホーヘンツォルレルン家ノ獨逸帝位

獨逸皇帝フリードリッヒ二世ハ一千八百六年八月六日帝位ヲ退キタリ爾來帝位ハ全ク滅亡シタリト雖モ國民ハ頻リニ之ヲ再興センコトヲ望ミ終ニ一千八百四十九年三月二十八日ヲ以テ獨逸皇帝ヲ選舉スルコトトナリ聯邦會議ニ於テ帝位ヲ一家ノ世襲ト爲スコトニ議定シ普魯士國王フリードリッヒ、ウイルヘルム第四世ヲ之ニ任センコトヲ發議シ一千八百四十九年四月十四日聯邦中二十四ヶ國ノ同意ヲ得之ヲ議決シタリト雖モフリードリッヒ、ウイルヘルム第四世ハ一千八百四十九年四月二十八日之ヲ謝絶セリ故ニ聯邦會議ノ決議ニ因リ一千八百四十九年五月二十六日獨逸憲法ニ追加ノ條項ヲ公布シ以テ單ニ帝國ノ攝政ヲ設クルコトトナシタリ

一千八百六十六年普國ハ奧國ト開戦シ益々北獨逸聯邦ノ基礎ヲ鞏固ニシタリ一千八百七十年再ヒ普魯士國王ウイルヘルムヲ帝位ニ任センコトヲ發議シ一千八百七十一年一月十八日ベルサイユニ於テ愈々ウイルヘルム王ヲ之ニ任スルコトニ議決シタリ然ルニ帝位ハ更ニ新設スルヤ將タ舊位ヲ繼承スヘキヤノ兩議アリシト雖モ王ハ斷然舊位ヲ繼承スルニ決セリ然ラハ世界中最舊ノ帝位ナレハ各基督教國ノ上位タルヘシト雖モ若シ果シテ新設スルニ於テハ寔ニ威權薄弱ナル帝位ナルヘシ蓋シ曩時ノ皇帝ハ世襲ニアラスシテ世々之ヲ更選シタリト雖モ今ヤ一家ノ世襲トナレリ然レトモ素ヨリ往時ノ帝位ニ關係アルニ依リ現時公用ノ國章ニハカール、デル、グローセノ帝冠アリ帝國憲法第十一條ニ帝位ハ普魯士

國王ニ屬スベキモノトアリ果シテ然ラハ普魯士國王ハ即チ獨逸皇帝タルヤ明カナリ故ニ皇太子ヲ「インベリアル、ハイチスト」ト稱シ其他ノ皇子ヲ「ローヤル、ハイチスト」ト云フ

ホーヘンツォルレルン、スウアピア家ノ王族

ヨハン、ニコラス第一世ハ一千四百八十八年二月十日逝去シ其長子アイテル、フリードリッヒ第二世之ヲ嗣キ一千五百五年世襲式部官ノ職ヲ受ケ一千五百七年又宮中判事ニ任シ一千五百十二年終ニ逝去ス其子アイテル、フリードリッヒ第三世之ヲ嗣キ一千五百二十五年伊太利ニ於テ自殺セリ其子カール第一世ハ一千五百三十五年四月十六日曾テオーストリア家ニ歸シタルシグマリゲン及バーリゲンノ兩地ヲ領シスウアピア家ノ當主トナリ一千五百七十六年逝去ス其遺言書

ニ因リ領地ヲ三分セリ即チ一千五百二十五年六月二十四日アイテル、フリードリッヒハヘッピンゲンノ地及ツォルレルン城ヲ領シカール第二世ハシグマリゲンノ地及バーリゲンヲ領シクリストーフハイゲルロー及ホルスタインノ兩地ヲ得タリ然レトモ其三家中アイテル、フリードリッヒ第四世及カール第二世ノ兩家ノミ尙ホ現存セリ
一千五百七十五年カール第一世ノ制定シタル一ノ家法アリ其法タル嫡長相續ノ主義ヲ採ラサリシト雖モ寔ニ盡セル所アリ即チ長子ハ世襲式部官ノ職ヲ繼キ且ホーヘンツォルレルンノ領地ヲ得ルモノトス但其財産ハ親族ノ同意ヲ得ルニアラサレハ決シテ賣却若クハ典却スルコト能ハス又女子ハ不動產ヲ受クル權ナシト雖モ結婚スル時ハ之ニ相當スル嫁資

ヲ給シ且若干ノ年金ヲ給與スヘキモノトス而シテ家族ノ紛
議ハ必ス仲裁人ヲ以テ其是非曲直ヲ判決シ公訴スルコト能
ハサルモノトナセリ

[A] ホーヘンツォルレルン、ヘッヒンゲン家

カール第一世ノ長子アイテル、フリードリッヒ第四世之ヲ創設
シタル家ニシテフリードリッヒハ一千五百四十五年ニ生レ一
千六百五年ニ逝去セリ其居チヘッヒンゲンニ移シ一千六百四
年茲ニ居城ヲ築キタルニ依リヘッヒンゲン家ノ名アリ而シテ
公ノ號ハ始メテ其長子ヨハン、シヨルジニ起リ爾來繼嗣皆ユノ
稱ヲ受クルニイタレリ蓋シヨハン、シヨルジハ一千六百二十四
年逝去シ長子アイテル、フリードリッヒ第五世之ヲ嗣キ一千六
百六十一年逝去スフリードリッヒハ一千六百五十三年六月二

十六日ランゲンベルヒニ於テ開設シタル獨逸聯邦公族會議
ニ始メテ招待ヲ受ケタリ爾來ホーヘンツォルレルンノ公ハ每
回此會議ニ臨ムコトトナレリアイテル、フリードリッヒ第五世
ニ嗣子ナシ依テ領地及其管理權ヲ弟フリップ、クリストーフ、フ
リードリッヒニ讓ル一千六百七十一年逝去ス長子フリードリッ
ヒ、ウイルヘルム之ヲ嗣ク一千六百九十二年獨逸皇帝ヨリ各
男子ハ公ノ號ヲ受ク一千六百九十五年及一千七百七年一月
三十日ブランデンブルヒ家ト盟約ヲ結ヒスウァピア家斷絶ス
ルニ於テハブランデンブルヒ家ヨリ之ヲ相續スルコトトナ
シ且ホーヘンツォルレルンノ地ハ決シテ賣却若クハ典却スル
コト能ハス若シ萬止ムヲ得サル場合ニ於テハ宜シク國主ト
協議スヘシ國主ハ之ヲ購求スル權アルモノトナセリ而シテ

ブランデンブルヒノ國主ハ其家族ノ主長タルハ勿論又スウァ
 ビア家ノ管長トナレリ
 ホーヘンツォルレルンノ公ハ必ス同等婚姻ヲナササルヘカラ
 ス不同等婚姻ヲナシタル者ノ子孫ハ繼承權ナキモノトス但
 「カウント」以下ハ悉ク不同等ノモノト認定ス公ニシテ若シ此
 制ニ違フ者アレハ其家族ヲ脱セシムルモノトナセリ
 フリードリッヒ、ウイルヘルムハ一千七百三十五年其子フリー
 ドリッヒ、ルーイスヲ以テ嗣カシムルーイス嗣子ナシ弟ヨセフ、
 ウイルヘルム之ヲ繼キ佛帝ナポレオンヨリ君主ノ位ヲ受ケ
 タリ
 一千八百四十八年五月十六日ヘッヒンゲン家ニ一法ヲ設ケ爾
 來相續スヘキ男子ナク其家斷絶スル場合ニ於テハ領地ハシ

グマリンゲン家ニ讓ルヘシ若シ其家既ニ斷絶シタルニ於テ
 ハ悉ク之ヲ普魯士國王ニ歸セシムルコトトナセリ
 ハーマン、フリードリッヒハ一千八百十年其子フリードリッヒ、オッ
 トウニ世ヲ讓ツル是ニ於テ始メテ獨逸聯邦ニ加ハリ一千八
 百三十八年フリードリッヒ、ウイルヘルム、コンスタンチン之ヲ
 相續セリ然レトモ一千八百四十九年十二月七日領地ヲ悉ク
 普魯士國王ニ讓リ一千八百六十九年九月三日遺子ナクシテ
 逝去シ其家斷絶セリ蓋シ普魯士ニ屬シタルノ地ハ六平方獨
 里半人口二萬四百三十三人タリ

[B]ホーヘンツォルレルン、シグマリンゲン家

當家ハカウント、カール第二世ニ興リシグマリンゲン及パー
 リンゲンノ地ヲ領セリ一千六百六年四月六日逝去シ其子ヨ

ハン之ヲ嗣キ一千六百二十三年三月二十八日公ノ位ニ就ク
 一千六百三十八年マインラッド第一世相續シ一千六百八十一年
 マクスミラン第一世嗣キ一千六百八十九年マインラッド第
 二世之ヲ嗣キ一千七百十五年ヨセフ、フリードリッヒ、アーチス
 トナ以テ相續セシム蓋シマインラッド二世ノ弟ハブルヒノ
 地ヲ領シ和蘭ニ於テホーヘンツォルレン、ブルヒノ一家ヲ興
 シタリヨセフ、フリードリッヒ、アーチストハ一千七百七十六年
 其子カール、フリードリッヒヲ以テ相續セシムホーヘンツォルレ
 ルン、ブルヒノフランシス、ウイルヘルム伯ノ女ジューン、ヨセフ
 ソフィエート結婚シ一千七百八十六年アントン、アロイス、マイ
 ンラッド、フランシス二世ヲ讓リタリフランシスハ其母ノ死後
 終ニ和蘭ヲ領シタリト雖モ暫クシテ佛國ノ爲メニ之ヲ失ス

ルニ至レリ蓋シ此公ハ佛帝ナポレオンノ推舉ニ因リテ君主
 ノ位ニ就キ一千八百二十一年一月二十四日獨逸聯邦ノ内ニ
 加ハレリ而シテ曾テ一千五百七十五年一千六百九十五年及
 一千七百六年ニ於テ定メタル舊法ヲ基トシ一法ヲ制定シ以
 テ各所領地ヲ爾來世襲財産トナシ決シテ分割又ハ賣却若ク
 ハ典却スル等ノコトナカラシム尤モ國家ノ改進ヲ謀ル爲メ
 若干ノ費用ヲ要スル等ノ場合ニ於テハ或ハ之ヲ失フモ亦止
 ムヲ得サルヘシト雖モ必ス普魯士國王及ヒ親族ノ同意ヲ得
 ヘキコトトナセリ而シテ飽マテ嫡長相續ノ主義ニ因リ繼嗣
 ナキ場合ニ於テハ領地ハ悉クブランデンブルヒ家ニ歸スヘ
 キモノトス

當主タル公ハ其眷屬ノ父タル國王ノ監督ノ下ニアルモノナ

レハ國王ハ公ノ外國ニ滞在シ或ハ外國ノ官吏トナルコト等
 ナ許否シ婚姻ノ可否年金及嫁資等ヲ定ムルモノトス
 一千八百三十一年十月十七日アントン、アロイス公逝去シカ
 ール、アントン之ヲ嗣ク一千八百三十三年七月十一日一法ヲ
 制定セリ蓋シ相續者ハ必ス同等婚姻ヲ爲シタル者ノ子孫ニ
 限り嗣子ナキ場合ニ於テハシグマリゲンノ領地ハ悉クヘッ
 ヒングン家ニ讓ルヘシ若シ既ニ其家斷絶シタルトキハ之ヲ
 プラウンデンブルヒ家ニ讓ルコトトナセリ又相續者未タ二十
 一歳ニ達セサレハ後見人ヲ置クノ制ナリシ

〔C〕ホーヘンツォルレルン家

一千八百四十八年ノ革命ニ因リホーヘンツォルレルン、ヘッヒンゲ
 ン及ホーヘンツォルレルン、シグマリゲンノ兩家ハ悉ク其領

地ヲ抛棄シ一千八百四十九年十二月七日既定ノ盟約ニ因リ
 其領地及君位ヲ普魯士ニ讓レリ蓋シ一千八百五十年三月十
 二日普魯士國法ニ依リテ此盟約ヲ公認セリ故ニホーヘンツォ
 ルレルンノ領地ハ悉ク之ヲ普魯士國ニ合併シタリ之レ全ク
 既定ノ約ニ基キタルモノニシテ爾來ヘッヒンゲンノ公ハ一萬
 「ターレル」ノ年金ヲ領シシグマリゲンノ公ハ每歳二萬五千
 「ターレル」ヲ得ルコトトナレリ而シテ其金額ハ各々曾テ所領
 シタル所ノ収人ヲ以テ支給セリ又公ハ該年金ノ他ニ尙ホ私
 有財産アリ且普魯士王族ノ近親タルノ故ヲ以テ其列次ハ最
 高位ニ置キ一千八百五十年三月二十日兩家ノ當主ニ「ハイチ
 ス」ノ尊號ヲ與ヘ加之一千八百五十一年七月九日勅令ニ因リ
 普魯士國ノ貴族中最モ上位ニ列スルコトトナレリ尙ホ其公

子及公女ハ「セレニチ」ナル舊號ヲ存ス而シテ該兩家ノ相續者ハ世襲タル公ノ稱號ヲ有シ普魯士ノ王族ニ於ケルカ如ク國王ノ承認ヲ經テ尊號ヲ人民ニ與フルノ權アリ尙ホ現存スルホーヘンツォルレルン家ノ勳章ヲ與フルモ國王ノ承認ヲ要スルモノトス

一千八百五十二年八月十四日ノ勅令ニ因リ兩家ハ全ク王族ニ加ハリタリ

宮内大臣ハ該兩家ノ事務ヲ管理監督ス而シテ其財産等ヲ管理スルノ内廷ハ官廳ノ性質ヲ具フ蓋シ皇族ハ其收税ヲ免シ徵兵ノ責ナキモノトス而シテ一千八百二十一年一月二十四日制定ノ家法ハ一千八百四十九年十二月七日ノ盟約ニ依リ尙現存シ其更正ヲ要スル條項ハ一千八百五十一年三月二十

六日制定シタル皇室家憲ニ明示スル所アリ但公及其家族ハ國王ノ監督スル所ニシテ或ハ公ノ外國ニ滞在スルヲ許否シ當主及家族ノ婚姻ヲ許否ス又後見人ヲ要スル場合ニ於テハ國王之ヲ指定シ財産ヲ増減スルトキハ國王ノ同意ヲ要シ家族間ニ紛議ヲ生スルトキハ國王其仲裁人ヲ指命スルモノトス
 一千八百五十年二月九日ホーヘンツォルレルン、ヘッヒンゲンノ公ハ嗣子ナキヲ以テ其世襲財産ヲ悉クホーヘンツォルレルン、シグマリングン家ニ譲リタリ蓋シホーヘンツォルレルン、ヘッヒンゲンノ公ハ一千八百五十年十一月十三日シェンク、フォン、ゲルン子ト不同等婚姻ヲ爲シタルヲ以テ其子之ヲ相續スルノ權ヲ失ヒ且公ノ稱ヲ棄テ爾來ロツテンブルヒ伯ト稱スルニ至レリ

一千八百六十一年三月二十六日皇室家憲ノ追加條項ニ依リ
 兩家ノ世襲財産ヲ合併シテ一トナセリ

一千八百六十九年九月三日ホーヘンツォルレルン、ヘッヒンゲン
 ノ公逝去シ其家斷絶シタルニ依リ爾來ホーヘンツォルレルン、
 シグマリンドンゲン家ハ單ニホーヘンツォルレルン家ト稱スルニ
 至レリ

一千八百六十一年十月十八日ホーヘンツォルレルン、シグマリ
 ンゲン家ソプリンス、カール、アントンハ軍功ニ因リ普魯士國
 王ヨリ「ローヤル、ハイネス」ノ尊稱ヲ受ケタリ

一千八百六十一年九月十二日ホーヘンツォルレルン家ノ嗣子
 レオポルドハアントニク、マリア、フアーザナンド即チ葡萄牙國
 ノ皇女ト結婚セリ故ニ其子孫ハ遂ニハ葡萄牙國ノ王位ヲ繼

承スルノ期アルヘシ其次子カール、ルーイスハ一千八百六十
 六年三月三十日羅馬尼國ノ世襲公トナリ一千八百八十一年
 終ニ各國ノ承認ヲ得テ國王トナルニ至レリ蓋シ普魯士トノ
 關係大ナルモノト謂フヘシ


明治三十一年十二月十日印刷
同 年十二月十五日發行

(非賣品)

宮 内 省

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

印刷者 吉 川 半 七



75
101

75
101

031443-000-0

75-101

英独两国皇室例規概要

藤波 言忠／編

M31

BBE-0036

